

## 鹿 児 島 県 公 報

平成23年3月1日（火）第2680号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 1  
○公有水面の埋立ての免許（漁港漁場課取扱い） 1  
○道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 3  
○道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 3  
○車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法（道路維持課取扱い） 4  
○証紙販売人の指定（会計課取扱い） 5

## 公 告

- 一般競争入札公告（2件）（学事法制課取扱い） 5  
（生活衛生課取扱い） 7  
○落札者等の公告（庁舎管理課取扱い） 9

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正（選挙管理委員会取扱い） 10

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 10

## 正 誤

- 鹿児島県公報第2329号の4（平成19年9月28日付け）の一部訂正（※）  
（経営金融課取扱い） 10

## 告 示

## 鹿児島県告示第208号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	平成23年 3月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第209号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 免許年月日  
平成23年2月21日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

肝付町

肝属郡肝付町新富98番地

肝付町長 永野和行

3 埋立区域

(1) 位置

肝属郡肝付町大字波見字東風泊2198番2から同字2198番3に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の点1から点29までを順次に直線で結んだ線及び点29と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

原点 三等三角点海蔵(北緯31度19分47秒6239, 東経131度05分34秒1084)から299度36分21秒2369.10メートルの地点

点1 原点から259度48分52秒199.51メートルの地点

点2 点1から271度45分20秒6.30メートルの地点

点3 点2から284度12分21秒3.77メートルの地点

点4 点3から266度20分44秒10.07メートルの地点

点5 点4から278度53分46秒10.05メートルの地点

点6 点5から270度53分56秒10.01メートルの地点

点7 点6から268度36分40秒10.03メートルの地点

点8 点7から288度49分14秒10.38メートルの地点

点9 点8から3度09分26秒40.80メートルの地点

点10 点9から3度11分24秒6.90メートルの地点

点11 点10から93度11分12秒13.60メートルの地点

点12 点11から3度10分51秒3.10メートルの地点

点13 点12から93度09分07秒0.80メートルの地点

点14 点13から183度12分34秒1.50メートルの地点

点15 点14から93度11分04秒2.70メートルの地点

点16 点15から3度12分34秒1.50メートルの地点

点17 点16から93度11分42秒2.10メートルの地点

点18 点17から183度10分51秒3.10メートルの地点

点19 点18から93度11分05秒32.80メートルの地点

点20 点19から3度14分47秒3.11メートルの地点

点21 点20から93度17分42秒0.80メートルの地点

点22 点21から183度13分57秒1.51メートルの地点

点23 点22から93度11分00秒2.70メートルの地点

点24 点23から3度11分18秒1.49メートルの地点

点25 点24から92度58分32秒2.10メートルの地点

点26 点25から183度14分10秒3.10メートルの地点

点27 点26から93度10分24秒2.40メートルの地点

点28 点27から183度16分24秒6.90メートルの地点

点29 点28から183度15分49秒30.46メートルの地点

(3) 面積

3,004.6平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

肝属郡肝付町大字波見字東風泊2198番2から同字2198番3に至る間の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の点1から点4を順次に直線で結んだ線及び点4と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

原点 三等三角点海蔵(北緯31度19分47秒6239, 東経131度05分34秒1084)から299度36

分21秒2369.10メートルの地点

点1 原点から256度08分55秒182.17メートルの地点

点2 点1から273度11分07秒104.94メートルの地点

点3 点2から3度11分10秒90.00メートルの地点

点4 点3から93度11分09秒105.03メートルの地点

(3) 面積

9,448.6平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

鹿児島県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成23年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桜島港黒神線	鹿児島市高免町400番75地先から同市黒神町2586番5地先まで	前	4.0～12.5	1,325.0
			前	7.0～94.4	986.0
			後	4.0～32.8	1,325.0
			後	7.0～67.8	986.0

鹿児島県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成23年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	桜島港黒神線	鹿児島市高免町400番75地先から同市黒神町2586番5地先まで	平成23年3月3日

鹿児島県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成23年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市古江町934番1地先から1577番1地先まで	前	7.1～7.4	173.3
			後	40.8～62.8	170.0

		鹿屋市古江町1577番1地先	前	7.0～13.6	1,350.0	
		から同市天神町4163番1地	前	19.8～73.8	1,163.0	
		先まで	後	7.0～31.0	1,350.0	
			後	19.8～73.8	1,163.0	
		高隈内ヶ迫線	鹿屋市天神町4163番1地先	前	7.0～9.4	94.2
			内	後	21.4～23.8	92.5
	高隈内ヶ迫線	鹿屋市上高隈町262番1地	前	9.5～14.7	137.0	
		先から215番1地先まで	後	11.0～14.7	137.0	

## 鹿児島県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成23年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市古江町934番1地先から同市天神町4163番1地先まで	平成23年 3月1日
	高隈内ヶ迫線	鹿屋市上高隈町262番1地先から215番1地先まで	

## 鹿児島県告示第214号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	鹿児島停車場線	鹿児島市易居町9番34地先から同市浜町1番7地先まで

## 2 指定する期日

平成23年4月1日

## 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示し

た標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

**鹿児島県告示第215号**

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
合資会社西書店 代表社員 西光博	始良郡湧水町木場905	始良郡湧水町木場54-1	平成23年2月22日
宇検村役場職員互助会 会長 元田信有	大島郡宇検村湯湾915番地	大島郡宇検村湯湾915番地	平成23年2月22日

**公 告**

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

文書使送業務（鹿児島県庁と鹿児島県本土内の鹿児島県の各出先機関、各市町村等との間の文書等の送達業務）

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 陸上運送業務の直前2事業年度以上の営業実績があること。

(3) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な営業体制（保有車両の種類及び数、作業人員の数等）が整っていること。

(4) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な許可、認可等を得ていること。

3 入札参加資格の審査等

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 所定の営業概要書

イ 営業経歴書

ウ 印鑑証明書

エ 法人にあっては、登記事項証明書

- オ 個人にあつては、令第167条の4第1項に規定する者でないことを証する書類  
カ 法人にあつては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の決算における貸借対照表及び損益計算書  
キ 個人にあつては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の所得税確定申告書の写し  
ク 2の(4)の許可、認可等を受けていることを証する書類  
ケ 納税証明書

(ケ) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係  
鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 平成23年3月10日午後5時15分

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成23年3月16日までに書面により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、総額（路線ごとの単価に入札説明書に示す各路線ごとの予定運行回数を乗じ、路線ごとの年間所要額を合計した金額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月22日午後1時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
3の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

#### 7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 送付，電報又は電送の方法による入札  
(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- 9 最低制限価格  
設定しない。

#### 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2144  
ファックス番号 099-286-5508

#### 12 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成23年度予算が成立しないときは実施しない。  
(2) この入札に係る契約は、平成23年4月1日に確定する。

#### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
伝達性海綿状脳症用E L I S Aキット  
予想使用数量81,600検体分（予定検査頭数）  
(2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。  
(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、当該ELISAキットで検査を実施した場合の1検体当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月23日午前11時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎4階）4-出-1会議室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所 鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係  
鹿児島市鴨池新町10番1号

(㍑) 交付期限 平成23年3月23日午前11時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公

共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 8 最低制限価格

設定しない。

#### 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2788  
ファックス番号 099-286-5562

#### 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成23年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成23年4月1日に確定する。

#### 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年3月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県庁舎で使用する電気  
年間予想使用電力量 15,567,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局庁舎管理課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日  
平成23年2月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目6番16号

- 5 落札金額  
183,074,847円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成23年 1 月 4 日

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により，個人演説会，政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として市町村選挙管理委員会が指定したものについて，平成22年6月15日鹿児島県選挙管理委員会告示第9号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年 3 月 1 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表いちき串木野市の項管理者名の欄中「いちき串木野市教育委員会」を「いちき串木野市長」に改め，同表長島町の項管理者名の欄中「平尾地区長」を「母良木公民館長」に改める。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成23年 3 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 木山義朗

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR 戦国乱舞紺碧の双刃L X 3	サミー株式会社	0P1334
ぱちんこ遊技機	CR リングにかけろ1HV	サミー株式会社	1P0006
ぱちんこ遊技機	CR ホー助ミニ	株式会社アムテックス	0P1337
ぱちんこ遊技機	CR 特捜戦車隊ドミニオン ST 7+	株式会社エース電研	0P1365
ぱちんこ遊技機	CR 特捜戦車隊ドミニオン SD+	株式会社エース電研	0P1381
ぱちんこ遊技機	CR セブンズ・フラッシュST2	株式会社大和製作所	0P1428
ぱちんこ遊技機	CR 弾球黙示録カイジ開司	株式会社高尾	1P0031
ぱちんこ遊技機	CR 弾球黙示録カイジ利根川	株式会社高尾	1P0046
回胴式遊技機	ハネスロRK	株式会社オーイズミ	0S0177
回胴式遊技機	ドラゴノーツ	株式会社オリンピア	0S1325
回胴式遊技機	サムライ7S	株式会社ビスティ	0S1418

## 正 誤

平成19年 9 月 28 日付け鹿児島県公報第2329号の4中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	上から23行目	運転 5 年以内	運転 5 年以内
	上から30行目	設備 7 年以内	設備 7 年以内